



**「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等
の運用等業務」に係る一般競争入札
(最低価格落札方式)**

入札説明書

2019年12月23日

独立行政法人情報処理推進機構

目次

I. 入札説明書	1
II. 契約書（案）	5
III. 仕様書	15
IV. その他関連資料	25

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2019年12月23日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務

(2) 調達役務の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 履行期限

仕様書記載のとおり。

(4) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

①入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (3) 提出書類」に記載の書類を提出すること。

②上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。

なお、入札金額は、総価とする。総価には納入等に係る全ての費用を含むものとする。

③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

④入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4) 各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

3. 入札者の義務

(1) 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

- (2) 受付期間
2019年12月23日（月）から2020年1月21日（火） 17時00分まで
- (3) 担当部署
16. (3) のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2020年1月30日（木）から2020年2月3日（月）
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。
- (2) 提出期限
2020年2月3日（月）17時00分必着
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出書類
次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書（封緘）	様式3	1通
③	令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通
④	適合証明書（別添資料がある場合は、添付すること）	様式4	1通
⑤	入札書等受理票	様式5	1通
⑥	情報取扱者名簿	様式6	1通
⑦	情報管理体制図	様式7	1通

(4) 提出方法

①入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（16. (3) の担当者名）を記載するとともに「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（16. (3) の担当者名）を記載し、かつ、「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。

②入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務 一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(5) 提出先

16. (3) のとおり

※ 持参の場合、13階総合受付にて対応する。

7. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
2020年2月7日（金）10時00分
- (2) 開札の場所
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室A

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

9. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

10. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

13. 落札者の決定方法

機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14. 契約書作成の要否

要

15. 契約条項

契約書（案）による。

16. その他

(1) 入札情報の開示

契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて公表^(注)するものとする。

(2) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部契約・管財グループ 担当：谷川、清水

電話番号：03-5978-7502

電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(3) 仕様書に関する照会先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス17階

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部 担当：花村、飯野

電話番号：03-5978-7554

電子メール：coe-kobo-k@ipa.go.jp

(4) 本件公告は、本件に係る政府予算案の決定（成立）がなされない場合には、本件入札を取り止める可能性があることに留意すること。

以上

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

II. 契約書 (案)

〇〇〇〇情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、税抜価格〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とし、その内訳は次のとおりとする。

第1回運用期間に係る金額	税抜価格〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第2回運用期間に係る金額	税抜価格〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第3回運用期間に係る金額	税抜価格〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降におけ

る消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等は無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一 仕様書その他契約条件の変更。

二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益の見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これら

の複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

- 4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合(乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。)には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき(委託業務完了後を含む。)は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。
- 7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 8 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(納入物件の知的財産権)

第17条 納入物件に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、本契約の履行過程で生じた発明(考案及び意匠の創作を含む。)及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含む。)(以下「知的財産権」という。)は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作権者/権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第18条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第19条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第20条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 6 条 甲は、第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（そ

の金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停

止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

【別紙】

仕様書

1. 件名

「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）産業サイバーセキュリティセンターでは、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案を行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、セキュリティ人材のコミュニティを構築することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略の立案を担う人材の育成を推進している。

本業務は、産業サイバーセキュリティセンターにて実施している中核人材育成プログラムにおける演習教育を円滑に行うため、ネットワーク等に接続された教育設備一式（IT システム、OT システム（演習用模擬システム）、映像システム、演習システム、等）を安定運用することを目的とする。

3. 業務概要

中核人材育成プログラムのカリキュラムの一つである「防御技術・ペネトレーション手法」では、IT と OT を融合した制御特性や、利用技術等を踏まえた制御システムの代表的アーキテクチャを利用することにより、制御システムセキュリティの現実的な脅威と効果的な対策を学ぶ。

本業務では、以下の制御特性をもつ OT システム（演習用模擬システム）を接続した演習環境のシステム運用を行うこととする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1) 鉄鋼圧延システム | プロセス制御を用いる演習用模擬システム |
| 2) 鉄道運行システム | 広域運用を用いる演習用模擬システム |
| 3) 機械製造システム | シーケンス制御を用いる演習用模擬システム |
| 4) スマートグリッド・発電システム | プロセス制御を用いる演習用模擬システム |
| 5) 施設管理システム | 拠点集中運用を用いる演習用模擬システム |
| 6) 車載システム | 車載制御を用いる演習用模擬システム |

※OT システム（演習用模擬システム）が追加になった場合の対応については IPA と別途協議とする。

また、IT システム／映像システム／演習システムも運用対象とし、IPA に対し、オペレーションノウハウ・経験等の専門的な知見の提供等、技術的な支援を行う。

業務の実施にあたっては、IPA と協議の上、実施体制を明確に定めた上で行うこととし、契約締結日の翌日から 1 週間以内に実施体制図を提出し、IPA の確認を受けることとする。

4. 業務内容

IPA が貸与する運用マニュアルや機器設定情報（コンフィグ等）を理解し、以下に記載する運用業務を、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで実施すること。

なお、契約期間中に運用対象機器が追加・変更される場合は IPA と別途協議とする。

IPA の指示に基づき、構築支援（設定作業、テスト）を行うこと。また、IPA 及び受講生からのオーダ対応について、オーダ対応報告書を月次で作成・提出するものとする。オーダ対応報告書には、申請者からの依頼内容や対応機器、対応状況等を記載するものとする。

各運用業務については、システム障害、設定変更依頼等の各種イベント管理が行える仕組み（フロー図、依頼様式、管理方法等）を請負者にて整備し、記録管理を行い、月次の報告を実施すること。

なお、各システムのログデータを収集することとし、その詳細（ログ収集の対象システム、保存期間、解析ルール等）については別途協議して決定することとする。

以下の表に、各システムに対する業務内容を示す。今後、変更が生じた場合は IPA と別途協議とする。

No.	システム	業務内容
1	ITシステム	以下の機能、ポリシー、運用の提案／技術支援を行う。 (1) 外部ネットワーク用ファイアウォール制御機能 (2) 内部ネットワーク用ファイアウォール制御機能 (3) セキュリティ要件を管理する機能（複数レイヤで実施する） (4) エッジスイッチの制御 (5) リモート監視機能
2	OTシステム（演習用模擬システム）	講義カリキュラムに基づき演習用模擬システムを講義で利用できるよう以下の運用支援を行う。 (1) ITシステムを介してOTシステム（演習用模擬システム）間の連携動作 (2) システム内部状態の可視化機能 (3) OTシステム（演習用模擬システム）初期化機能
3	映像システム	見学者が来訪する際、以下の対応が行えるようデモ事前準備の支援や、障害や運用に関する一時間合せ対応などを行う。 (1) 指定モニターに映像が表示 (2) 他拠点と双方向で映像を表示 (3) 指定されたモニターに合成させた映像表示
4	演習システム	(1) 演習機器に対する保守ベンダへの一次問合せ対応 (2) ライセンスアクティベート作業等 (3) 受講生への貸し出し及び返却作業（必要に応じたソフトウェアアップデート対応、返却時の初期化対応を含む） (4) 演習時の使用サポート ※4 (1)～(4)の対象機器は、巻末の「(参考) 運用対象機器」とする。

4.1 ネットワーク技術に関する業務

① 技術支援

IT システムを利用する場合に必要な技術支援（VLAN、IP アドレスの割り当て、ポートアサイン、経路制御）を行う。

② トラフィックの監視

必要な人材を配置しネットワーク機器の状態監視、障害切り分け業務を遂行する。

③ ファイアウォール

IPA と協議の上、適切なポリシーを設定し、運用すること。

4.2 ネットワーク機器の保全に関する業務

本環境において利用されるネットワーク機器について、状態監視作業、性能監視作業、ハードウェア及びソフトウェアの保全作業、物品管理、情報管理、トラフィック管理など、ネットワーク機器の保全に必要な一切の業務（詳細は以下を参照）を行う。

なお、対象とする機器及び保守の詳細については、巻末の「(参考) 運用対象機器」を参照すること。また、保守ベンダへの問合せに必要な情報（連絡先、対象機器詳細情報等）については、別途 IPA より提示するものとする。

① ネットワーク機器の状態監視作業

- a) 本環境において利用される全てのノード機器の状態監視
- b) 本環境において利用される各通信回線の状態監視

② ネットワーク機器の性能監視作業

- a) 通信品質監視（パケット損失率、CPU 負荷率等）
- b) 機器稼働率管理

③ ネットワーク機器への保全作業及び作業内容の報告

保守対象となっているハードウェア及びソフトウェアについて、以下の通り対応し、作業内容を IPA へ報告すること。

なお、作業内容についての質問は、IPA へ連絡すること。

- a) 業務対象機器のハードウェア保全作業（ROM 交換、ファームウェアダウンロード、パッケージ交換等）を行うこと。
- b) IPA の実施判断のもと、保守契約先提供による手順書に従い、業務対象機器（予備機器を含む）のソフトウェア保全作業（OS、ミドルウェア、アプリケーション）を行うこと。

なお、本業務には、ソフトウェアのライセンス費用は含めないものとする。

④ ネットワーク機器類の情報管理

以下の a)～d) の項目について、情報管理を行う。

- a) 故障情報管理（発生状況、原因、対処等）
- b) IP アドレス、VLAN-ID、IPv4 等の運用上必要となる情報の管理
- c) 経路制御情報の管理
- d) IPv4 設定に伴う設定情報などの管理

⑤ トラフィック管理

- a) 回線トラフィック量の情報収集
- b) 測定結果の報告

4.3 OT システム（演習用模擬システム）に関する業務

施設見学者へのデモ対応の際、IPA の作成する講義カリキュラムおよび IPA の指示に基づき OT システム（演習用模擬システム）の操作や説明に関する支援を行うこと。対象とするシステムについては、巻末の「(参考) 運用対象機器」を参照すること。また、必要に応じて、演習終了後の各演習用模擬システムの初期化作業、および保守ベンダへの問合せ等を行うこと。

なお、保守ベンダへの問合せに必要な情報（連絡先、サポート開設、対象システム詳細情報等）については、別途 IPA より提示するものとする。

4.4 映像システムに関する業務

施設見学者へのデモ対応支援の際、IPA の作成する講義カリキュラムに基づき、映像機器の画面表示や切り替えなどの操作を行うこと。対象とする機器、および機器保守の詳細については、巻末の「(参考) 運用対象機器」を参照すること。障害等のシステム不具合が生じた際は IPA に報告し、今後の対応について協議すること。

4.5 演習システムに関する業務

演習機器の運用に対する保守ベンダへの問合せ対応、各種設定（ソフトウェアアップデート等含む）等、演習システムの環境整備を行うこと。対象とする機器、および機器保守の詳細については、巻末の「(参考) 運用対象機器」を参照すること。

なお、保守ベンダへの問合せに必要な情報（連絡先、サポート開設、対象機器詳細情報等）については、別途 IPA より提示するものとし、メーカーや機器により異なる、ライセンスの更新期間や更新手順方法等を管理整備すること。

4.6 運用マニュアルの作成・更新に関する業務

運用を行うにあたり、IPA より運用マニュアル（電子媒体）を貸与する。運用期間中に運用対象の追加や変更が生じた場合、IPA と協議の上、順次運用マニュアルを更新すること。

4.7 産業サイバーセキュリティセンターの運営支援

以下の運営支援を行う。

- ・ 演習を円滑に進めるための支援(演習環境の整備等)
- ・ 施設見学者へのデモ対応支援

4.8 サーバ類の運用

各種サーバの運用について、システムの基本設計に基づいて設定、運用すること。なお、対象とするサーバは以下のとおりである。

- ① 外部ネットワークとやり取りするサーバ
DNS、NTP サーバ
- ② 内部ネットワークで利用するサーバ
仮想化基盤サーバ、認証サーバ、プロキシサーバ
- ③ ログ情報サーバ

また、バックアップについては、以下の要件を満たすこと。

- ① サーバ装置の運用に必要なソフトウェアの原本を別に用意しておくこと。
- ② 定期的なバックアップを実施すること。
- ③ サーバ装置を冗長構成にしている場合には、サービスを提供するサーバ装置を代替サーバ装置に切り替える訓練を実施すること。
- ④ バックアップとして取得した情報からサーバ装置の運用状態を復元するための訓練を実施すること。

4.9 セキュリティ監視

- ① システムの基本設計に基づき、24 時間 365 日体制でのセキュリティ監視を実施すること。
- ② セキュリティ監視対象は、インターネット GW セグメントに設置されるセキュリティ機器（デバイス）等からの検知ログ等に対して監視を行うこととする。なお、監視体制として、平日 9 時 30 分～17 時 30 分は指定場所にいる運用メンバーにて監視し、それ以外の時間については、リモートアクセス環境を構築することで、24 時間 365 日での監視を可能とすること。
- ③ セキュリティ監視を行うにあたり、IPA より運用マニュアル（電子媒体）を貸与する。運用期間中に監視対象の追加や変更が生じた場合、IPA と協議の上、順次運用マニュアルを更新すること。

4.10 運用業務の実施体制

- ① 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保し、IPAが指定した場所に常駐すること。
 - ② 平日9時30分～17時30分での対応を基本とする。ただし、必要に応じて時間外の対応を実施すること。特に演習教育の受講生からの機器設定等の依頼作業については、受講期間を考慮し、即時に対応するよう努めること。
 - ③ 運用業務の実施にあたっては以下のスキルを有すること。
 - a) ITシステムの運用
 - ・機器メーカー数10社以上、ノード数500台以上規模のシステムの構築、およびシステム監視の実績を有すること。
 - ・大規模DoS攻撃演習カリキュラムを実施するため、JGN-X等の外部実験ネットワークの接続・運用の実績を有すること。
 - ・国内および国外の研究機関との100Gb/sネットワークでの接続調整の実績を有すること。
 - ・Foundation Certificate in IT Service Management (ITIL Foundation) を取得していること。
 - ・セキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。
 - ・テストベット等の実験用設備の設計・運用の実績を有すること。
 - ・情報システムおよびネットワークの一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。
 - b) OTシステム（演習用模擬システム）の運用
 - ・制御システムのセキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。
 - ・制御システムやプラントに関する運用の実績を有すること。
 - ・テストベット等の実験用設備の設計・運用の実績を有すること。
 - ・プラント設備等の一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。
 - c) 映像システムの運用
 - ・KVMコンソールによるプラントHMI(※1)の操作環境や監視カメラなどを統合した大規模映像ルーティング(72入力×72出力程度)環境の運用実績があること。
 - ・セキュリティデモの進行に応じた映像・音声切り替え業務の実績を有すること。
 - ・映像設備等の一次トラブルシューティング業務の実績を有すること。
 - ・制御システムセキュリティのデモンstrarioを理解し、適切な画面表示内容を提案・設定の実績を有すること。
- ※1 HMI(Human Machine Interface)：制御系サーバの内部状態等を画面に表示する端末装置
- d) 演習システムの運用
 - ・演習機器を用いた演習システムの運用の実績を有すること。
 - ・セキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。
 - ・演習機器を接続したネットワークの一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。
 - e) その他
 - ・以下の資格を有すること。
 - プライバシーマーク（個人情報保護マネジメントシステム）を取得していること。
 - ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。
 - ISO20000（ITサービスマネジメント）を取得していること。

4.11 業者引継関連作業

- ① 本件の契約開始時に際しては、本件に係る前任の事業者、若しくはIPA担当者により、遅延や遺漏なく本件に係る業務の引き継ぎを行うこと。なお引継ぎ期間については、請負者決定後から2020年3月31日までの期間とする。

- ② 本件の契約終了時に際しては、本件に係る後任の事業者、若しくは IPA 担当者に対して、遅延や遺漏なく本件に係る業務の引き継ぎを行うこと。
- ③ 上記に関連する運用マニュアルを必要に応じて作成するとともに、既存の運用マニュアルを含め、適宜の更新を行うこと。

4.12 運用業務報告書等の作成

運用期間がひと月終了する毎に当該月の運用業務報告書を作成して IPA に報告すること。また、運用期間が1年終了する毎に、1年間の運用業務の完了を報告する書面を作成すること。

なお、それぞれの具体的な様式は、IPA と請負者が協議の上、決定すること。

5. セキュリティ要件等

5.1 情報管理体制

- ① 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を提出し、担当部門の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

IPA が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

5.2 業務従事者の経歴

業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。

※経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。

5.3 履行完了後の情報の取扱い

IPA から提供した資料又は IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

5.4 その他

別添の情報セキュリティに関する事項を参照のこと。

6. 納入関連

6.1 納入物件及び納入期限

- ① 納入物件： 運用業務報告書と運用業務の完了を報告する書面（年次）

② 納入期限：

	対象運用期間	納入期限
第1回	2020年4月1日～2021年3月31日	2021年4月9日(金)
第2回	2021年4月1日～2022年3月31日	2022年4月11日(月)
第3回	2022年4月1日～2023年3月31日	2023年4月11日(火)

6.2 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター
〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原 UDX ビル N20 階

7. 検収関連

本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。

8. その他

本仕様書に定めのない事項等については、IPA と協議の上、決定する。

以上

(参考) 運用対象機器

1. IT システム

- ・ Palo Alto Networks PA-5250 (ファイアウォール)
- ・ Palo Alto Networks PA-820 (ファイアウォール)
- ・ Cisco ASR 9001 (ルータ)
- ・ juniper MX204-BASE-R (ルータ)
- ・ Asgent CP Smart-1 NGSM3050 (セキュリティアプライアンス)
- ・ Asgent Network Insight Management Console combo (セキュリティアプライアンス)
- ・ Fortigate FortiAnalyzer-400E (セキュリティアプライアンス)
- ・ McAfee Network Security IPS NS5100 Appliance (セキュリティアプライアンス)
- ・ SCSK RADIUS GUARD (セキュリティアプライアンス)
- ・ IXIA SYS-V-ONE-1610G81G-AC (セキュリティアプライアンス)
- ・ IXIA SYS-5236-20GAFM (セキュリティアプライアンス)
- ・ Attivo Networks BOTsink 3200 appliance (セキュリティアプライアンス)
- ・ Gemini Data SBOX appliance A140 (セキュリティアプライアンス)

等。

対象とする機器の詳細は、過去に実施した以下の入札説明書を参照のこと。

「ネットワーク機器等の調達」

<https://www.ipa.go.jp/files/000062265.pdf>

対象とする機器保守に関する詳細は、過去に実施した以下の公募要領を参照のこと。

「ネットワーク機器等ライセンス更新の調達その1」

<https://www.ipa.go.jp/files/000078762.pdf>

「ネットワーク機器等ライセンス更新の調達その2」

<https://www.ipa.go.jp/files/000078766.pdf>

「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の保守業務等」

<https://www.ipa.go.jp/files/000069664.pdf>

2. OT システム (演習用模擬システム)

対象とするシステムについては、過去に実施した以下の公募要領を参照のこと。

「鉄鋼圧延システム」

<https://www.ipa.go.jp/files/000061030.pdf>

「鉄道運行システム」

<https://www.ipa.go.jp/files/000061127.pdf>

<https://www.ipa.go.jp/files/000068653.pdf>

「機械製造システム」

<https://www.ipa.go.jp/files/000061028.pdf>

「スマートグリッド・発電システム」

<https://www.ipa.go.jp/files/000061366.pdf>

<https://www.ipa.go.jp/files/000068655.pdf>

「施設管理システム」

<https://www.ipa.go.jp/files/000061471.pdf> (構築)

<https://www.ipa.go.jp/files/000061576.pdf> (技術支援)

「車載システム」

トヨタ コムス取扱説明書

http://www.coms.toyotabody.jp/download/pdf/coms_manual.pdf

3. 映像システム

- ・ BlackMagicDesign UniversalVideohub (3G-SDI ルーター)
- ・ VILLAGE island BF-WC16 (CWDM 光多重伝送システム)

等。

対象とする機器の詳細は、過去に実施した以下の入札説明書を参照のこと。

「映像機器等の調達」

<https://www.ipa.go.jp/files/000062452.pdf>

対象とする機器保守に関する詳細は、過去に実施した以下の公募要領を参照のこと。

「映像機器等保守契約更新の調達」

<https://www.ipa.go.jp/files/000078770.pdf>

4. 演習システム

対象とする機器保守に関する詳細は、以下の公募要領を参照のこと。

「中核人材育成プログラム演習用機器ライセンス更新の調達その1」

<https://www.ipa.go.jp/files/000078764.pdf>

「中核人材育成プログラム演習用機器ライセンス更新 その2」

<https://www.ipa.go.jp/files/000078768.pdf>

運用中に追加発生した機器については、別途 IPA と協議の上、実施判断すること。

○情報セキュリティに関する事項

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。
なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPA より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において、仕様書に記載のサービスレベルに準じて業務を履行するとともに、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じ、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。

IV. その他関連資料

【資料1】

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第12条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契

約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所を実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かつた者を落札者とする。

2 低入札となつた場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

(1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が高かつた者

（再度入札）

第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

【資料2】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(様式1)

質問書枚数	枚中／	枚 目
-------	-----	--------

年 月 日

質 問 書

独立行政法人情報処理推進機構 御中

(担当部署：産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部)

会 社 名：

担当部署：

担当者名：

電 話：

ファックス：

電子メール：

「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」(2019年12月23日付公告)に関する質問書を提出します。

資 料 名	
ペ ー ジ	
項 目 名	
質問内容	

- (1) 質問書(様式)には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
- (2) 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- (3) 質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
- (4) 質問者の企業名等は公表しない。

(様式2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



(様式3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 ¥ _____

※下記件名に係る費用の総価を記載すること

件 名 「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様式4)

適 合 証 明 書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

印

「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」(2019年12月23日付公告)の入札に際し、別添のとおり、貴機構の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、貴機構の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

(本件に関する問い合わせ先)

担当部署 :
担当者名 :
電 話 :
ファックス :
電子メール :

適合証明書詳細一覧表

	仕様書の要件	詳細内容	適合
1	運用体制について (1) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保し、IPA が指定した場所に常駐すること。 (2) 常駐は平日（9時30分～17時30分）とし、必要に応じて時間外の対応を実施すること。		
2	IT システムの運用について (1) 機器メーカー数 10 社以上、ノード数 500 台以上規模のシステムの構築、およびシステム監視の実績を有すること。 (2) 大規模 DoS 攻撃演習カリキュラムを実施するため、JGN-X 等の外部実験ネットワークの接続・運用の実績を有すること。 (3) 国内および国外の研究機関との 100Gb/s ネットワークでの接続調整の実績を有すること。 (4) セキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。 (5) テストベット等の実験用設備の設計・運用の実績を有すること。 (6) 情報システムおよびネットワークの一次トラブルシューティング業務の実績を有すること。 (7) Foundation Certificate in IT Service Management (ITIL Foundation) 有資格者を配置できること。		
3	OT システム（演習用模擬システム）の運用について (1) 制御システムのセキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。 (2) 制御システムやプラントに関する運用の実績を有すること。 (3) テストベット等の実験用設備の設計・運用の実績を有すること。 (4) プラント設備等の一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。		
4	映像システムの運用について (1) KVM コンソールによるプラント HMI (※) の操作環境や監視カメラなどを統合した大規模映像ルーティング (72 入力×72 出力程度) 環		

	仕様書の要件	詳細内容	適合
	<p>境の運用実績があること。</p> <p>(2) セキュリティデモの進行に応じた映像・音声切り替え業務の実績を有すること。</p> <p>(3) 映像設備等の一次トラブルシューティング業務の実績を有すること。</p> <p>(4) 制御システムセキュリティのデモシナリオを理解し、適切な画面表示内容を提案・設定した実績を有すること。</p> <p>※HMI (Human Machine Interface): 制御系サーバの内部状態等を画面に表示する端末装置</p>		
5	<p>演習システムの運用について</p> <p>(1) 演習機器を用いた演習システムの運用実績を有すること。</p> <p>(2) セキュリティ対策に関する運用の実績を有すること。</p> <p>(3) 演習機器を接続したネットワークの一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。</p>		
6	<p>認証資格について</p> <p>以下の資格を全て有すること。</p> <p>(1) プライバシーマーク (個人情報保護マネジメントシステム)</p> <p>(2) ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)</p> <p>(3) ISO20000 (IT サービスマネジメント)</p>		
7	<p>本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴 (氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等) を提出し、業務遂行能力を証明すること。</p>		
8	<p>本事業の実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料 (様式6 情報取扱者名簿及び様式7 情報管理体制図) を提出し、適合すると認められること</p>		

(注1) 適合欄には、仕様書の要件に適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」を記載すること。

(注2) 詳細内容欄には、適合の具体的な内容を記載すること。2. ITシステムの運用についてから6. 認証資格については記載内容を証明するもの (実績詳細内容、資格を証する書面、体制図等) を添付し、当該資料の該当箇所を詳細内容欄に記載すること。

(様式5)

入札書等受理票 (控)

受理番号 _____

件名：「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」に関する提出資料

【入札者記載欄】

提出年月日： 年 月 日
法人名：
所在地： 〒
担当者： 所属・役職名
氏名
TEL
E-Mail
FAX

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1 通		②	入札書 (封緘)	1 通	
③	資格審査結果通知書の写し	1 通		④	適合証明書	1 通	
⑤	情報取扱者名簿	1 通		⑥	情報管理体制図	1 通	
⑦	入札書等受理票	本通	—				

----- 切り取り -----

受理番号 _____

入札書等受理票

年 月 日

件名 「産業サイバーセキュリティセンター拠点ネットワーク等の運用等業務」に関する提出資料

法人名 (入札者が記載) : _____

担当者名 (入札者が記載) : _____ 殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター
企画・管理部

担当者名 : _____ ㊟

(様式 6)

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

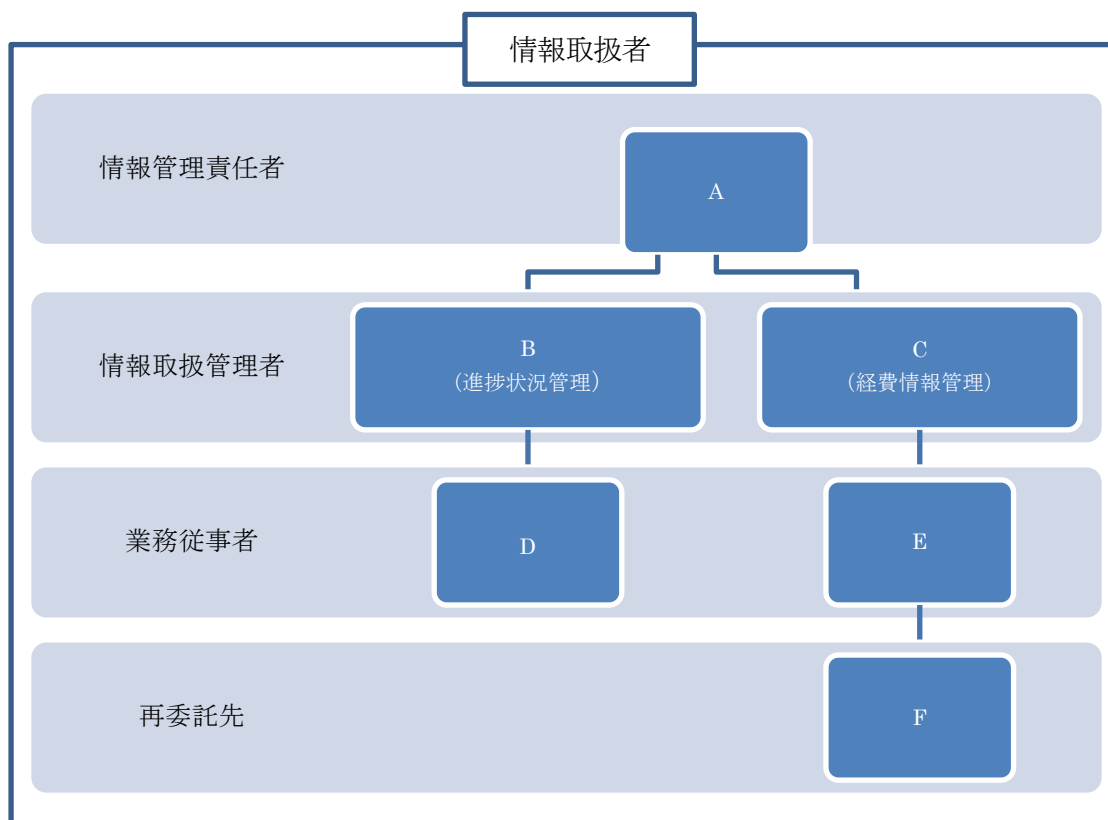
(※2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

(様式7)

情報管理体制図 (例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- 情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。